學濟經學大國帝都京

號

定

期

取

引

の 限月

復

修舊に就

τ

經

濟

ŭ.

今

西

Ш

時

代

0

寺社

名目

金

纑

齊

骐

그:

坬

江

保

有

收

盆財

產

Z,

地方

財

政

滔

'nΥ

捌

·Ŀ

цa

JIL

與

Z

助

說

苑

本 伏 德

造勞

働

に就

雑

鍭

ご社

會の繁榮

褗.

δĥ

上:

井

篦

竎

엝

辫

ijĻ

:1:

冮.

頭

帽

治

法

¢

附

預金部地方資金貸付規程

誌第二十七卷總目 錄

錄

鵍

叢

論

文 法 型 巫 慷 椒

貞享以

後長崎

の支那貿易

に於け

る

偶然の

必然化

小

島

自

動

車

稅

:Ŀ 上: 矢

斾 郵 芦

뵵 IE 郞 雄

庄

鄍

藏

載

兹

有 收 財 產 Z 地 方 財 政

Ш 與 之 助

rþ

用語例に従 ざ稱 **公共刚體の財産を包括するが** 公有 |收益財産とは公有| 地 ふものである。 方公共團體 の財産を地方有財産又は公有財産と稱する。 財産中の 如くに解 收益 だられ 財産を指すのであ んも 普通 Ś 泔 國家の財産を國有財 抑も公有財産とい 茲に公有財産とは 産者くは官有 へば國家及び 勿論 普通 財 地 Ž.

は

か

à

8 ίή

は道府縣・市・町村の收益財産者くは私的財産・財政財産と稱せらるくものに就てである。

诚

ば (3) |財産

W 有

一政財産さ行政財産等に分類せられ

τ

わ]]}

50

か

へる二分法を採る場合には、

收益

財産 財

ご私

財

政

財

產

公用財産ご公的財産・行政

财

産の指す内容は略

々同様であ

3

茲に述べん

どす

官公

財産

は

更に學者

によりて或

は (1)收益:

產

ご公用

财産

Ę

或

的

財産

ご公的

產

I)

- 2)
- 3) 清水澄外四名共署、市町村制正義八一六頁

くみられてゐる。是を背日の財政が殆ど專ら財産收入によりて變理せられたるに比すれば大なる さて現代の國家は屢々人の言ふ如く、 その財政は殆ど租税に公債にを以て爕理せられ、財産收入の財政上に占むる地位は極めて 租税國家 (Steuerstaat)•債務國家 (Schuldnerstaat) であつ 岖

にする。あつて、

カ>

の公権力によりて課徴せらるゝ租税收入の如き所謂公經濟的收入さ圣然その範疇を異

その道 現在 ない 域よりその姿を沒するであらうと斷ずるが如きは早計である。 變遷さいはねばならぬ。然れどもこの現象を觀て財産收入は將來益々減じて遂にそれ の狀 Ł のが の傾 態を明に ある。 向なしてせぬ。誠に財産收入の財 併し吾人は今かくる官公有財産 してみたい と思ふのである j, 政 ||國有 上に於ける地位 の過去や將來を論究せうとするのでは 財産に就てこの種の研究は 社會進化の大勢を以てすれ の興亡推移の跡をみても興 旣に公に は 1 財 \$ 'n 账 ば寧 政 つき τ 0) 唯 饵

财政學三七-

二 地方財政に於ける財産收入の地位

占むる地位をみ、次にその構成内容及び成立の過程に及びたいと思ふ。

|論は専ら公有財産に就て之を試みるであらう。

以下先づ公有財産收入の地方財政上に

前揭小川博士著、

るが

故

に本

5)

第二十七卷

t

算出すれば次の如くである。 大正十五年度の豫算に就て財産收入額並びにそれの歳入總額及び租税收入額に對する百分比を

第 表 道府縣に於ける財産收入の地位

											_					
Ų	来	Ŧ	坮	群	栃	茨	小	Min	1/1	秋	Ŀ	岩	青	11.	北海	一道)
上	旅	薬	\mathbf{x}	Д,	水	娍	깕	k ir	形	Ħ	姚	手	称	渖.	道	縣
はタ								_								
各府													_			収財
縣	_ 5		_≡	7 <u>i.</u>	=	7	ᅼ	量	10	<u></u>	≞	₹.	<u></u> 풏	<u> </u>	76	表達 総對
别	0.0	0.0	?	흣	0.0	ċ	ċ	o	O. 플	o	o	Ģ	Ċ	÷	Ģ	稲蔵
Ő	_을	2	豆	云	<u>9</u>	0.E0	<u>공</u>	o. ⊘	量	=	O-12	0.	2	O 主 完	<u> </u>	%人
統	0	o	٥	0	0	o	0	ب	Ģ	٥	دے	ت		٥	o	收剉 人祖
計	<u>.</u>	ġ	<u>.</u>	<u>우</u>	Ун	0.业	3	支	O. [智	0.1元	با <u>.</u> داد	儿	ö	0.50	0.50	%和/
で	Tek.	Ξ	/h	驱	ᢚ	岐	٠Ŀ٤	111	小	ЙÄ	Χï	氰	新	小	元山 前山	\
あ	-		-						-					-	奈川	麻縣
3	賀	ΞŪ	計	知	闭	車	IJ,	梨	計	井	Щ	揖	泅	情	Ш	*** {
か																收財
更	=	=	F03	秀	줐	電	S	=;	慦	<u> </u>	噩	至	蓋	プロ V:4	3	
定に					-11.		<u> </u>			-41.		33.				總劃
市		0 2 2 3	O 公	<u>=</u>	完	무	0	프	9	0글	0.30	<u>은</u>	·	<u>င</u> ်	0.0	額歲
12	<u> </u>	2.9	-13	'nπ	无	モ	-12	23		=	<u> </u>	-L	75	_ <u>cɔ</u>	<u> 7u</u>	<u>%人</u> 收對
於	o	O Pal	-	Ç 탐	79 35.	<u>∓</u>	<u> </u>		÷	0	ъм О	O- 新	克克	0	0.1	入和
ij		Ä	基	34	l/M	霊	元.	<u>=</u>	[74]	ν μ 21,		1 ,	元	<u>د</u> َّق	P	%和/
る	绶	否	樜	小	Ш	Д	[4]	1.,	3	小	和	佘	.仄.	火	Ж	ni \
狀	媛	Щ	ļģ.	음)	П	Ļb	μţ	根	፲፫	計	歌山	旗	ЫC	贬	裾	縣
態		<i>-</i>	.40	ш						H1		-	P12		710	1
態を明								,								收財
明	<u>_</u> 荛	_	10	ā	Ξ	л И	老	云	14	ᆵ	뺼	=	萤	<u>ال</u> اد	<u>=</u>	入虚
か	0		0	0	0	Ģ	0	0	0	0	0	0	0	Ö	Ċ	總對
1 }	O- 텔		0-111	老	0-119	1254	<u>연</u>	高	웃	O 壹	0.	0•≣	0:1:	哭	-	%人
にせう。			_	$\overline{}$	-	_		_		_			_	~	_	收割
6	O 野	1	♀	0	<u></u>	o. 卖	O 참	<u>。</u>	0	至。	<u>六</u>	9.0	0.	の人	0-11	入租 %稅
				合	小	削	<u>Jái</u>	宫	一 大	熊	艮	佐	綗	心 小	高	
				Ħ	11.	P)	51		^	188	JX.	7/2	AI/T)	<i>/</i> /\	rei	府)
					25.1	綳	L	رباا	分	本		賀	崗	Ħ	知	縣
				哥).	計	4417										
			-		#T 	1417										We III-
								<u> </u>			4		_		 آزواد	牧別 入産
			-	12%1	<u></u> 百	쿌	==	量		.⊒		<u></u> 5	10	汽	솔	入産
			-	12%1	170	쿌	==		<u> </u>	0·0	0.1					入産 総對 額蔵
			-					iii 0-%0	1	10 · 0 · 11	11.0.11	10 0-元	10 0.0	光 0-台	<u> </u>	入産 総割 総 数 総 る る る る る る る る る る る る る る る る る
			-	12%1	170	쿌	==		1	EO•0 WO•0 III	111 O thi O 111					入産 総對 額蔵

内務省地方局、地方財政概要(昭和二年一月刊)

第

福老 来 山 秋 仙 盛 按 弘小 釟 旭小凾孔 ībi fir: 娰 說 苑 收集 四十八座 總對 公有收益財産と地方財 額咸 *⊒[.* 왕. i × %人 收對 入和 <u>=</u> **亚** 六 %机 横須 <u> - j</u> : 足 王子 郝 ijĵ 賀 Ή Ė 計 京 薬 越 利 败 三、<u>个</u>三 收期 入産 總對 額茲 ر. نا-٠ د د 0.4 0.2 %入 収到 10-18 入和 %10 大山字四 名 ÌÍ 沼 'n 鵔 小 Н ili 准用治市 水 扯 松 ď, Δij 111 木 計 第二十七卷 牧団 <u>栗</u>武へ産 總對都成 当 [] 0 캸 넏 _____ % X 八 收到 Ŧī. 入州 %稅 下 G 岸和 火 坑 泒 ili 第六號 Ш řľ. Já ΗÌ 14 Ŀ \mathbf{z} 빵 JΞ 111 級 桃 ۲ <u>-</u> 얼 조 收班 総對 額或 七三 % X 收對 픗 ~ **3** <u>---</u> ناد: ≓-38 <u>:</u> 入租 %稅 <u>:</u>

六號

七四 0-10

Ž, 城崎

五 ़

37

畑 幡

367.

Ы

占

<u>∵</u>

人

耄

賀

91). E.

那 啟 淅

ЖI

į,

九四

199

0.

臽

F 米 1741 計

PM

亿 長 佐

0.

計部

治

龜 松

4

今 松 丸 高 徳 小 宇

最

後

15 MJ

村

12

於

H

8

財

收

入

地

亿

Ü А

府

朔

(=

ょ

h 豣

究す

る

ح

久

0)

結

果をうる

0)

T

あ

3

o

表

呵 궑.

村に

於

ij 0)

る財産

收 台

0

地

位 縣 字

和

÷

大

4

<u>96</u>

别

ŀſ 分 本 体 μ'n

亄

〇 九

垩

松倉

-4

- - 芸

收別 墨声 入社 總繳

入和

%批

Пſ

杊

收財

總對

有品

%入

收到

入和

%税

Mſ

村

收頂 スポ マチス産 **全**所

總對

額版

% X

收到

入和

%和

ETT.

オナ

收財 四千入產

總數

額減

%人 收對

%税

12.12 入租

三貫入產

肌 海

妆j∗

- 景

小

計 道

- - 面炭

北

- 16 A 收到

水

- へ見

平次

平花

小 irā

₹ ::

- 栃 牂
- 犄 馬 玉
- 漰 東 京繁

O.表

岥

且 野 悡 il

1/51

小 和 佘 Jţ. 大

4

15 岩 葥

手

- Ш
- 新 計
- 山源

 \bar{x}

小福山秋

ж

一

石

ly.

重 雷卜 知

) (4) (4) (4)

癿 极 顶 許 ш ఓ 脠 阪

垩

づ歳入總額に對する制合を一括して示すならば次の如くである。 縣・甲地方と乙地方の財産牧人の多線を比較するに困難である。蓋し歳人總額といへばその中に公債・咨附金・財産還排代 の íź 資格を有するであらり。窯し头は年によりて急激なる異動なきに由るか、又、それによりて同時に、 Ś 4 怹 大正十五年度豫算にあらはれし道府縣•市•町村の財産收入の地位は上の如くである。その中ま 檐にかゝらざるものと、租稔の如く地方民負擔にかゝるものとの比をも明にしらるからである。 入額に大なる製化なしとするも、歳入總額に對する%には大なる達を生じ、甲乙比較の比率としてはその適性を觖く で あら 北 熋 地 (備考) **先づ削者の%をみざれば歳入總額上いかなる地位を占めてゐるかを知りえない。さりとて之のみによるときは、甲縣と乙** されば比較的恒何性の大なるものに對して、その比をみなければならぬ。 年によりてその額に纏醐の激しき臨時收入を含み、從つて甲年度の豫算によると乙年度の豫算によるとによつて、財産收 좕 討 苑 海 何故に財産收入の多少を比較するに當り、 킁 ᆺ 邹 公有收益財産と地方財政 2 豆豆 ヵ 逍 33 四 耖 **≖** 平均-(最低%-蔵入總額に對する財産收入の百分比 75 Ŀ o T 祁 0. 语一(0. 三一0. 念) 崎 夘 lff 쁡 -最高%) 縣 九四 3 芸芸 三元 右の如くに歳入總額に對する%と組税收入に對する%とをみたかといふ 六 平均一(最低%一最高%) 排 **!** 1.2-(0.3-15-15) 季10一(1至一八美) 鹿兒島 ήþ 宮 繩 嶹 4 第二十七卷 핑 租税收人額はかくの如き組み合はせ敷としての 00 七花 곡 쏨 平均-(最低%-最高%) 八五 三頭 == 叨 = = = ≆. ⊡ **水** 소 四六0-(二十二十八十二) べ北ーー t 小 村(府縣別) 計 計 第六號 財産收入の如き地方民負 ス、影 一、元四 七五 点 六六

如

第二十七卷

州 ı į 詂 0.10-(0.01-0.10) 0·台—(0·台—1·曼) 0-毫一(0-完-0-呎) 0・萱―(0・1六―0・六) 0.4-(0.4-平元) 0. 高一(0. 岩-0. 岩) 0-111-(0-011-11-110) 0-40-(0-)||-9-四0 0・20-(0・1ペーペ・01) 100-12 1-閏一(0・10一手之) T-MO-(0·三)-(*·平) 三元―(宝・八―三名) 四三四一(三・四一七・空) 四-完——(三-杂——至-八) 学生―(学会―学会) 四,九四十 (一十八四十七十四三) テピー(0·美ーデた)

七%なるをみれば、現代地方財政に於ける財産收入の徼々たることを知るべきである。 は偶々大正十五年度豫算に就て、 あつて、之によりて甲地と乙地の財産收入の如何を比較するは妥當を欠くが故に、次に同 じく北海道の六•七九%を最も大さする。 又全國を平均した結果は道府縣が○•三六%、 表至第三表にかゝげし租税收入に對する財産收入の比によりて、地方財政に於ける財産收入の 右 O) 如く道府縣にありては本州中部の○•八七%、 町村は四•○七%である。その%最も大なる町村に於てすら財産收入が歳入總額の四•○ 然も蔵入總額に對する比に於て財産收入の多寡をみたるもので 市では北海道の五・二〇%、 町村に於ては同 さて以上 市は一 じ自第

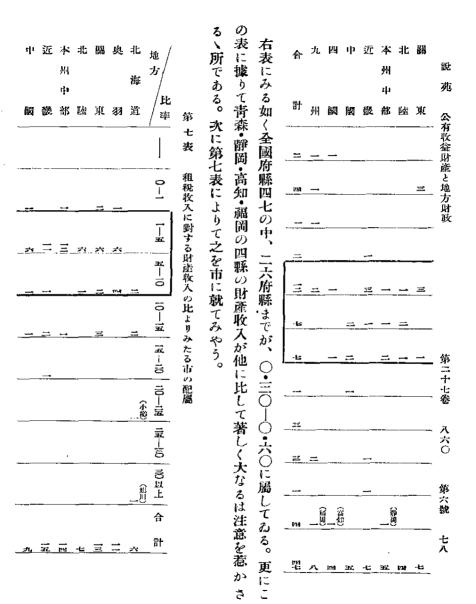
先づ府縣•市•町村の財産收入の割合を地方別にみれば次の如 税收入に對する財産收入の:地方別にみたる府縣市町村 比の 租 ï

簛 Ħ 苍 多寡を比較しやうと思ふ。

	る財産收入	以上は財	入少なけれ	財産收入の	は北海道最	いへば、本	七九にして、	即ち全國	本州中	北	BN	奥	北海	地
鍄	の比	達收入	どもな	極めて	も多く	州中部	、 市 さ	的にみ	部	陸	東	33	道	方
六 表 租	率階級に分	に就て地	ども府縣・町村の	て少いこと、	關東最	が最も多く關	町村	れば、租	1-11	0	0-10	04.0	0.50	道斯縣
税收入に對す	ては、	方別の	の財産收す	、北海道	も少い。他	東最も	には大差なく	税收入に		三・九五	10-15	四十四	<u>=</u>	计
對する財産版	次に掲ぐ	概観であ	入の多い	の市町	地方に	少い。	く府縣は	對す	Ņ	35.	=	七八	=	町
産收入の比	る第	るが、	多いこと等は	村に出	比し	市に浴	そ れ	る財産的	<u>录</u>	五-1三	프 <u> </u>	<u>\$</u>	-1: 34.	村
ユよりみたる府縣	る第六•七•八表	更に各地	等は注	财產收入	て腐東地	就では北	に比して	收入の比	合	九	四	ιþ	近	地
る府縣の記	八表の如	地方の府	注意すべきに足	の多	地方の市	海道最	てはるか	は	計	州	図	函	畿	方
の配屬	くで	府縣	きに見	いこと	の市の財	も多	に少	道府縣(道 府
	ある。	縣·市·町	3°	本	產收	く關	ري 	○・五七、	- 至	9. 翌	٠ بر	0.超	<u>₹</u>	縣
	Ū	村を、		州中部地	入多けれ	東之に次	又、道府縣のみに		** 02.	74-FO	#•0#	T-112	÷.,	क्
		租稅		方の	ども府	(,	縣の	ۣٙ						plty*
		税收入に對す		市の財産收	府縣町村の	町村に於て	みについて	市七・○八、町村六・	か。七九	六.	7.12	ベル ニ	±• <u>4</u>	村

與 北 說 方 海 苑 **33** 道 準 公有收益財産と地方財政 以? 下3 - 0·20 - 0·20 - 0·20 第二十七卷 入五九 第六號 9 合 七七

計



れば九八市を包含することしなる。 をひく所である。 町村を府縣 右表によれば全國都市一〇一の中、 近 本 北 九 24 比 說 州 2/3 捕 苑 ŧþ 地 計 計 扯 Æ 別にしてその 部 歷 **7**2 誼 方 第 А 次に然らば町村の財産收入の割合は如何 表 和税收入に對する財産收入の比よりみたる町村の配屬 財産收入をみれば第八表の 1 北海道の小樽•旭川の二市の財産收入の割合の大なるは 興 七八までが比率一―一〇に燭し、 25. | |-| Ŧ. Į. ì 如 ζ, 1 全國 ار بار 道四六府縣の中三四府 九|10 更に比率を一―一五とす 三 以 上 (秦良) 部間 会域 合 ₫ 닭.

元

味

公有收益財産と地方財政 第二十七卷 入六ー

第六號

七九

縣 常は比

32

率三―八に屬 ŗ のであ 3 ź, 丽 して北海道・宮城・靜岡・三重・奈良・熊本・沖繩等の |町村の 財 達收 入は 特 に多

之に次ぎ府縣に最も少しごする。(1)〇%以上のものは府縣には釜く之れなく、 間 特に研究すべき必要が 大部分は○•三○%−○•六○%に、市の大部分は一%−一○%に、町村の大部分は三%−八 以 上述 あること、 町村に べた る所を要括するに、 p道府縣•市•町村の大多數に就ていへば、財産收入の割合は町村に最も多く市は ありては七縣 . ф) いるが他 0) 町村を敷ふ。 日に譲ることしせう。 租税收入に對する財産收入の割合を以てすれば、 財産收入の特に多き都市や町村に就てはその理 市に (ィ) 全國府 ありては % 縣 -|-

三 收益財産の構成内容

建物 に、動産に闘する権利は頭産に準ずでし)。 二基金・資金と 然らざるもの。 三普通財産たりられども不物産に闘する権利は不動産)。 二基金・資金と 然らざるもの。 三普通財産 差なく唯量的に異 H 財産收入の源泉は收益財産である。從つて道府縣・市・町村 (一は財産 收益 あ Ď, |財産を明にせなければならぬ。所が道府縣•市•町村 動産 の種類に に腐 るに過ぎぬ。今試みにこれらの收益財産を分類 する よる區別で ものに 債券•株券等有價證券•貸付金•預並•保管金•穀物等がある。 あり、 更にその内容を分てば不 の收 の財産收入を知らんとせば、 盆 動産に屬するも すれば、 財産 の構成内容は質 一不動產 で 基本 るに ご動産 土 Ņ 産等とな 地・立木・ 的 その各

刞

產

|の使途による區別であり、

之に

教育・救護・勸業・衞生・土木等の資金・基金がある。

三の區別

かく b は ŧ のである。 |専ら市町村財政にあらはるへもので、基本財産とは收益をあぐるために市町村に維持せらるへ Ó であり且つ之が處分に關しては監督官廳の許可を要するものであるが、 如き基本財産制度は之を道府縣にみることをえぬ。左に一の分煎によりて道府縣の收益財 市町村の收益財産として基本財産が最も重要なる部分を占むるは言ふまでもな 普通財産は然らざる

第 九 表 公有收益財産の内容 *

產

並

びに市町村の基本財産高を示さう。

右 に據 **債** 證 稨 礼 ば收益 别 道府 財產價格 おりまた。 当、三党 |は町村では約四・七億、 市基本財産 三五四、七三五 三宝 ĮΠ, 三党 元三 Ħ 預 合 市では 他 旌 W 4± 種 重 價格 三一億、 刎 金 道府縣有比電 一九、公兒 道府縣 玉龙 EX0 _ E 市基本財産 现金民党 では二・三億 104,101 三二零 町村基本財産 で 型0、至3 全、至三 あ

町村 ある。 Ø 財 産價格を一○○とすれば、 市の財産價格は六六、 道府縣は四九卽ち町村財産の約半分で 有價證

券•預金•貸付金との割合をみれば次の如くである。 更に右の表によりて不動産中の最も重要なる 土地 ・建物の價格と、 動産中最も重要なる

第二十七卷 八六三 第六號

說

尨

公有收益財產と地方財政

* 大正十二年度現在 前掲地方財政概要に據る

說

苑

스

鉛 + 老 収益財産としての不動産と動産 上の割合

預金の額がはるかに大であるが、 有 土 即ち之によりて考ふるに、 價證券・貸付金・預金 地 杫 4/2 伵 格 湽 席 111년 11 道府縣の收益財産こしては土地・建物の價格よりも有價證券貸付金 財 縣 市町村にありてはその反對の事實を示してゐる。 脏 是我們 Ъ 三三 伮 D1t' 朴 三元 10%、空 朴 笡 形 Εĺ 八八 5 8 8 縣 分 Τİſ lj 35. 以て市町村 M) 北 朴

以 上に より て地方側體の收益財産を略 々説明した。 これらの收益財産から生ずる收 益は ժ։

の財政よりも土地。建物に負ふことの大なることを知らねばならの

財政が道

府縣

建物に 5 所有者であり株式會社の株主であることを忘れてはならない。 0) ありては賃貸料、 收益 の何程なるかは資料を缺くによりて之を明に 公債・貸付金・預金に於ては利子、 株券に し難い。 蓋し之によりて財政で財政との ありては配當金であ 嘥 最後 に地方幽體 るが、 が公債 それ 地

四 公有收益財産の成立過

程

又財政と經濟組織との直接的なる連繫を示すものであるからである。

預金等の如き動産ごその性質を異にし、 公有 財 産の成立過程として特に述 ぶ ~ きは 土地森林原野の如き不動産には多くの歴史的沿革がある 不動 産に 騆 l てで 办 Ś 蓋 L か O) 有價證券·貸 行金・

ŋ, 德 ĴΪ て Πħ あ 30 Æ 15 より は ٨ Ŕ て以下に公有收益財 0) Ť. 地 私 有 權 を認 產 δħ) ď. 成立. 一の歴 土 地 史的 **(2)** 永 過程 16 質買は を述べ 寬 るであらう。 永二十 年以 來 Ō 紮 쒜 C

公有 の類 堂子 腽 R 业 糆 丽 及 有 を云」ふ 3 (四官用) 族賜 先づ土 业 都村市坊一般公有の税地又は無税地を云」ひ、 官有 地 ,或は一村或 敷 び 捕 ` 山 公園 な さなし 賙 旭 13 う 治 にあらさ 几 及 あ 邓·官用地、 ح |林・野澤・湖沼の 12 び 等 らざる 一地を官有 地 \mathcal{H} đ 车二月 埔 Ē た。然るに明治七年十一月七日 五) りて茲に官有・公有・私 以は敷村 官 墓 卽 有 ち ŧ 有地六公有地七私有 る 地 扯 剪 回 撑 12 9 地·民有地 第三種 治六 民有 旂 با-あらざ R 地 有 0) 類舊來無稅 地を第 年三月二十五 **d**: 行 鹺 地 |確證ある學校病院 3 刑 の二種に大別し、 賣買所 の三種 į 道 敡 0) 級 ılı 種 第四 路 岳丘陵 有の 0) Ъ. 败 地八除税地の八つに分類せられ、 有 となし 旭 日 を認 桐 地 pá. にして官簿 人民所 民各自 布告第百十 (林藪 灱 三 た。 布告第百二十號を以て右 寺 めらるゝ カギ 院 鄉 **源野河** 官有 電信 đ 倉牧場林 所有 尙 大 有 私 らはれ、 间 抻 0) に記載 4ī 地を細分して第一 四號 12 \ddot{o} 架線 小 椲 日布告第 海湖沼池澤溝渠堤塘道 地 確 至 舉 理 でとは「 派に據れば、* 一り始 圳 巡 校說教場病 を失 柱敷 せる 挪 祉 あ 人民 寺等官 村 め Ś ų. 地 地を云」ひ、公有 让土 て 土 四三號 耕 燈 市 阴豪敷 所 护 坊 土 地 宅 地 有 有 0) 院貧院等民 - --種|皇宮 般公 地 业 に官民 Ü <u>III</u> 地 0) 抽 <u> </u> 所名称 は一皇宮地二神地三官 ឤ ı1 12 ılı 坦 して官有 畑 有 あ 林 路田 有 6 等 民 四 屋 Ó 钷 地では「野方 تَحَ 有 Į, 秘 敷 有 0) 神地、 畑屋敷等 各所 區 第 91 ĴĹ 地では「名所 地 3 地 地 + 1 b> 無 他 別 13 を生す あつ 改正せら 各 Ó 地 種 あ あ 稅 第 舊跡名 Ś 6 一人民 和 赸 څ 5 0) Ė 種 他 3 8

A 大 弟 즈

布

公有收益財産と地方財政

明治六年

期治七年

法令全售

法令全部

訟

卼

可致尤公有と稲候内には各種の地所有之候間取關の都合により人民の幸不幸を生し候では不都合に付從來の景逸館と檢査を加 官に可屬ものは官有地に編入し民に可屬ものは民有地に編入し官民の所有を難分ものは別紙雛形に照準取調內務省へ可伺出 今般地所名稱政定俠に付ては從前私有地は民有地第一種に編入し村篩公有地の内所有の確證有之ものは民有地第二種に編入

此旨相達候事

數村 ゕ゙ どあ る 1 30 所 L3 有 ö 即ち先に「郡村一般公有の税地・無税地」を公有地さよんだが、 確證」ある土地を民有地第二種に編入することくなつた。 法の法人の觀念や所有權の 村岩 くは敷村 Ö 所 有 地は 思想 私人の所有地と同じく民有地として取扱 の末だ社會を支配せざりし當時に於てはそれ 爾水、 改正法に於ては「一村或 市町村制 it n た の施行 0) は寧ろ ~(* 办 せら

三七四一五頁及び石田文次郎署、

ζ をえたものであつたらうと思はれる。そは兎も角、右の改正法によりて市町村有地 は民有 地 تح

らば之を如何に處分したか 觀念上明かに官有地と區別せられたが、實際上その判別の困難なるものが少くなかつた。 ? 前掲布告第一四三號にも確實なる所有の證據と從來の「景况」を篤

各地方山林原野池溝等(有税無税に拘はらす)官民有區別之儀は鼈據とすべき書類有之者は勿論區別判然可致傑得共從來數村

して次の達示を發

12 0*

と考慮すべきを示してゐる

が、

明治八年六月二十二日、地租改正事務局は入會地の所風決定に關

入會又は一村特某々數人持等積年慣行存在致し比隣郡村に於ても其所に限り並退致來候に無相違旨保證致し候地所は假令簿册、 に明記無之共共慣行を以民有之確證と視認し是を民有地に編入候儀と可相心得尙疑似に涉候ものは其事由を詳記可何出此旨相

右は卽ち入會地の所有關係を定めるには、必ずしも書面による證據を必要とせず舊來の慣行そ

達候事

のものが入會地に對する所有關係を決定する原則を示したものである。倘、 明治九年一月二十九

Ħ |の||地 |租改正事務局議定出張官員心得書]|には次の如 くある。

り其村所有と定め民有地第二種に編入するものとす。云々 **鑄其村の自山に任せ何村所有と唱へ凍りたることを比隣那村に於ても瞭知し邀證に代で保證するが如き山野の類は舊貫に仍 復領主地頭に於て旣に某村所有と定め官簿又は村簿の内公證とすべき書類に記載有るものは勿論口碑と雖も樹木草茅**

第二條 の草木等を伐刈し來るものと判然異なる類は從前租稅の存無と鏸肋の配否とに拘らず前顯の成跡を視認せば民行地と定むる のとす。 從來村山村林と唱へ樹木植栽或は燒拂等の手入を加へ其村所有地の如く遊退し來るもの他の普道其地を所用 して天生

第三條 所有せしものに非ず。故に右簪は官有地と定むるものとす。云 從前称水山水下草鎮冥加永鑄を納來りたりと離る質で暗載の勢致なく全く自然生の草木を操伐し來るものは其地縣を

第五條 第四條 準じ官有地と定むるものとす。 獺秣刈蟾爲し來るものと雖も第三條の如き地にして外に民有の職とすべきものなきは第三條に哗じ處分す可し。 地方により遺山に入り薪韓を伐採し之を河川に流漕して竅買を職とする考等は永年多少の山役未納來る者も第三條に 光年甲乙の爭端を生するに當て其領主或は森府の裁判に係り其原野は甲村の地盤と裁許し而して乙丙之に入會從來探

れたる舊慣の歴然たるものを民有地に編入し、 右心得書によれば村若くは村々の所有の確證あるもの及び村若くは村々の所有地 單に自然生の草木を採伐したるに止まり、 の如 く収 の土 扱 は

Z

地 「に對して培栽の勞費を投せざるものは地盤を所有したるに非ずごして官有地に編入せられたの

涩 飐 公有收益財産と地方財政 であ

30

入六七 第六號

第二十七卷

人 五

八六

皼

を施 や れ 以 **:** ٤ ć ŊΤ 地 ì 迦 村 12 べ U) 兆 は公 赃 **)**, 有 n 一法人ご 官民 關係 3 眀 は 冶 有 なり、 七 形式上一應確定 0) 年の 區 別 從水 15 地所名稱區 對する根 市 しなれ 町 村 本原則を更む 別は のである。 民の「總有」乃至「合有」 (Gesamteigentum) こその後 丽 明治 ることなくして、 して明治廿一年に 九年六月と同十二年 地 市 租 帲 改 朴 Œ + 月に 制 卦 業 رن 若干 と觀念せら も遂行 施 か 0) る ن وع 改正

する 遺漏 n b o は 併 誠 称 دبد Ū 乍ら 41 林 (5 政 p 餰 原 Ŀ むをえざるさころであつた。 野に U) U) 上 諛 迊 F) 謬 就 的 U) 官 Ē 7 U) ŧ JE K 12 Ł 有 Ø) < になされた ġ Ø) ᇤ) He 别 (I) 孙 から は 办 Ü) ΤÍ 未 < 町 もの 决 村 15 かっ 包 偂 であ よりて政府は ? Ō 0) †2 Ł 施 į, U) かっ 彩 元來官民有 S 且諸 ζ ` までに、 叉旣 明治二十三年四月より十五 事未だ整はざる維 ΪΞ i) 區分 總べ 區 分 は 0) て完全に 決定 地 租 新 Ū 徴 草創 收 たる 决了 Ö) 基 Ĺ 0) Ł 誀 礎を 0) ŤΖ ケ年継續 業 13 b 確立 ŧ さして H 調 事 **→**♪ 業 は h 査 z 0)

42 n

勪 7

周

す

る

١Ţ. 郁

至 旭

9 12

12 る市

0)

で Ħſ

ð)

る (*)

Ð

た民

朴

有地

は、

今や

市町村民との

別個の存

業は

人員

・技術・經費等の

12

思

ζ

進

抄

솬

حَ

b

しが、 對

降つて明治三十二年、「

森林

0)

串

請を許可

Ù

τ, 查

官民有 めに

分の

不當處分に

する救濟

0) 始

途を開

†2 0 年同

森 月

林

原

鲆 有

L

官有

林

虾

Ľ

Īþ

調

州

分林調查•官有

林野

境界調査等を開

Ų

又同

一 信

成就

120

官民

有區

分

0

不當處分に

剉

す め 5

を右

Ò

如

き救済

O)

途

か

開 Œ

か

る

` P,

引戾 有

明治三十二年四

計」を設け

て國 叉

有

林

野

Ü

經營·整理

事 は 氲

業

D' 始

及

びて、

森林

關

す

る官民

0)

區

b

の顔出し、

12

めに政府の林野整理事業がいつ完成するとも見えざりしが故に、

在たる市町村といふ公法人の所有 資金 を中 分 رُن 林 T 調 特 虰 も略 は 莂 原 查 す な 3 ħ 農村法律問題 四二一五二頁、五五一五六頁 闰二八 前揭石田氏、 2) 松波秀實博士著、明治林業史要

- 1)
 - 土地總有權史論 六三頁

戾 の土 に付 た さ より 月法律 認むるものは」之を下戾し (同第三條)、その下戾によりて所有又は分收の權利を 取得したる者は 其 請を爲すことを得」(同法第1條) となして申請期限を定め、「所有又は分收の事質を證するに起 法没有前 ķ |地森林原野岩は立木竹に關し第三者に對する國の權利義務を承繼するものとなし .き所有又は分收の事實ありたる者はこの法律に依り明治三十三年までに主務大臣に下戾 一地處分に依 (に)受理 Ÿ 第九十九號を以て「國有土地森林原野下戾法」を發布した。 官民 に受理して同法實施當時に至り尙處分未了の件數は三千五百三十七件であ したるも 有 り官有に編 Ü) 心區分に Ō 一萬七千百三十八件に上り、 關して如何に多 入せられ現に國有に屬する土地森林原野者は立木竹は其處分の ての 問題を生じたかを察しうるであらう。 之を合計すれば 二萬六百七十 それに據れば「地租改正 官民有 fi. 5) 12 0* 伴 軽に下 當 叉は趾 μ 法に 垄 S W 嵵 分 ď L

公有 收益財產 朋 冶 U) 初 [さしての市町村有土地森林の成立過程は略々上の如し。府縣有地 8) **潘籍奉**還 の行は るくと共に、諸藩 の公有地 の如きも悉く官有卽ち國有に歸し の事に言及せざ

る。の o4)事

務

はその

後大正時代にまでも及んだのであるが、

兎に角右によりて略々完了した

ح

Ļ

Ö

'n

最後 に部落有 :林野に就て一言せねばならぬ。部落有林野 ごは 偽藩 時代に於て、 鄉岩 くは 一村

12

るに

よる。これ今日に於ても府縣有土地の少き所以である。

へ 0) 12 所有に属せし んる如 ₹ 明治 九年 林野であつて、 月 の官民有區分處分法によりて、 郷山・村受山・所立山等と稱 民有 せられ 地 に編入せら 12 もの である。 ñ たも ä Ó Ć らは あ þ 既 に述 市

釲

冼

ñ.

公有收益財産と地方財政

第二十七卷

八六九

第六號

八七

町 * 3)

法令全背 明治林業史妥 一八頁

4)

왨 苑 一会財産と地方財

朴 制 $ar{ au}$ 0) 财 保有 實施 政 經 ある する ح 礩 共 が、 ě Œ 0 理 0) 市 Ł ŕ 由 町 Ō 杜 ð から之を る。 質 有 現は Ë その 歸 44 市 す k 町村 面積 Ź きる 困 は公 姚 41 75 若 0) 有林 で る くは あ 如 くで Ó 私人有に 野の七三% 12 b かず る。 ~之を市 統 與 i 者 t 上るど推定 MT 0) Ā 村 中に ح 12 す 引繼 13 る か 庌 す þ, á < 謂 ずして、 0) 部 ē 如 落 Ō à 有ĵ b 林 未 政策を以 ð だに 鲆 る 。」 統 政 쌂 政策 府 iż 有

五 地 方財政爕 理 の原則さ基本 財政

苠

いの傳統

机的生活

及び精神を破壊

するも

Õ)

なり

として非難

するも

のも少くな

6 所謂 の如 規定上に ときば市秘 क्त な原則 問 秜 金其の ひ)み. 第二次的 制 外收 題 第百十六條•町 にあらは ή S ば 不 何故 庭 他 は 入を以て第一次的收 处 す á) 府 收 夫 法令に うる場合 八役現品: 國家 縣及 入は É n Ď, 12 《び國家 . る 第 ج 依 村 一の特 7一次的 府縣 こ秋 う市 Ö) [を賦課徴收するこさを得] 쒜 如 第 收 ş 0) Î Ł 九十六條には 入に 色で 觙 收 常然 必ずよるべきであり又よつてゐ 村)に圏 務 入の 入さな ある。 に開 よれ 一の原則を殊更に法規に掲げた 補 する法規 充收入た する收入を以て前 ۲, 上の規定は單に之を文言通りに解すれ ง 「市(町 市 ふのであつて、今日 豼 及 の何處にも見出 るべしさの さあ 一夫役現品等所謂稅 村)は其の 30 茧 原 卽ち Ō 財 則 支出 る 產 之は を明に か、 肵 すこどをえない。正 0) より生ず زن (神の一 財 收 前町 叉 政 經濟 しな 入を以て第二 Ç٦ 何故に之を市制・町村 iż 朴 る收入・使 点 莊**般** に於 Ġ V 組 當然 のであ 微に於っ ば ては に充て仍 U) 税外收入を以 30 原 13 次 阩 用 τ 市 料事 的 產 則 は 所が 收 收 で HI 不 đ) 猸 村 入以下 足 入 數 り市 財務 どな 制 か 8 あ 1)

<

- 2) 土地總有權史論 **同末弘博士、農村法律問題**

想乃至 掲げた 0) み揚 る所 ·げて他の國家•府縣の財務法規に掲げなかつたかと いふことにある。 以は どしてゐることをあらはしたものと解するを適當とするであらう。 市 町村に於ては税收入よりも寧ろ税外收入を以てするをその 思 之を最も具體的 床 1: 政 燮 か へる原 理 <u>の</u> Ø 則 理

ዹ

垫

説明するものは

- 歴代政府の市町村基本財産造成獎勵策である。

の處分 收益 存するものであり、 は 抑も基本 一の爲め |本財産として之を維持すべし||とある。即ち之に據れば基本財産とは市町村 を許さずさは之が處分に關して必ず監督官廳の許可を要することを意味する。 Ē |財産とは何ぞや?|| 市制第百九條•町村制第八九條に「收益の爲にする市(町 存するもの 且それは市 な るが 放に現實に收益 町村に於て維持せらるべく妄りにその處分を許さ υj あるやなしやは問ふ所では ない。 の收益 Ð 又 ŧ (市制第百六十 0) 村)の財産 安りに τ のた

基本 基本 類・原則は るも 基本 | 財産を設け又は金穀等を積立つることを得」とあるはそれである。「特別基本財産」も「一般 めが 財 |財産に二種ある。上に述べたるは所謂「一般基本財産」であるがこの外に「特別基本財産」な ある。 上の如 と同じく之が處分に就ては 監督官廳の許可を 要するものとする。 市制 Ļ 第百九條•町村制第八九條の第二項にある[市(町村)は特別の目的の為特別 然らば次に之が造成奬勵策さは何か? 次に之を述べるであらう。 基本 財産の意義・種

十七條)

七月七日 市 阿村 の基 0) 訓 今基本 一本財産を造成せんどするは明治以來の政府 財産の蓄積に關する件」は、 最もよくその の傳統 精 的 政策 神をあら () — ば である。 して 6 る 明治 ものであ 二 十 七年

第二十七卷

八七一

苑

公有収益財産と地方財政

固に

第六號

等の 通牒 税の 於て初め 積立 は少くない。卽ち明治三十年七月三十日には「市町村基本財産臺帳設備の件」の 設等 て課税 Ū) あ 據れ र्ड गु の手段に 村民 か ī ば「凡そ市町 らず」となして之が蓄積を奬勵し、 依り之を支辨するものなれば務めて財産の蓄積を圖り以て自治の基礎を掌 もよりうるを示してゐる。 の負擔に 餘裕ある場合には、 村の費用は財産より生ずる收入を以て之に充て猶ほ足らざる場合に 其後 一定の限度内に於 市町 更にその方法として臨時收入•前年 |村基本財産に關して ける 地租 蓌 の制 布 i n 限 訓 外課稅•特別 12 度剩 る 同三十 訓介

條例 ○一號訓 十一月五 らざるの件に付通牒」、同四十五年五月二十一日「基本財産の蓄積を停止すべき場合に關する件通 一設定 の一市 冷中 「の件に付通牒」、同三十七年二月十八日の「基本財産造成の件通牒」、 日 0) 町村基本財産は 天災地變其他特殊の **「財産増殖に起債の注意に付通牒」。同三十六年十二月四日の「市** 課税の制 『限廢止の件』、同三十六年には「基本財産蓄積に關する件通牒」、同三十六年 事由の 為の外は 起債の場合に於ても 同四 町村基本 十三年八月二十 財

稜獎卿に關する訓令」、同三十二年六月二十四日には「市町村基本財産に關する二十七年訓令第五

年八月十二日の「市町村基本財産臺帳様式の通牒」、同三十一年七月九日には「市町

村基本

Ŋ

武者

てその損 今これらの れ全く前に示したる如く 迈 一を防 訓令・通牒をみるに、 カ۶ んが 72 いめに、 「凡市町村の費用は財産より生ずる收入を以て之に充て猶ほ足ら そが管理や運用 當局 が 如何に 基本財産の達成蓄積を 漿燗 に周到 7 る注意 を拂つ たか を知 Ĺ, 之 が h 5 垍 る 0) をは で

あ

縢」、同四十五年七月十九日「基本財産運用に關する件の通牒」等々之である

めて「(基本)財産の蓄積を圖りて自治の基礎を鞏固にせずんば あるべからず」 (前掲ニヒ年ヒ月の訓金) ざる場合に於て初めて誤稅に依り之を支辨する」の方針をとれるに基くものであつて、かくて始 したるも亦之に由るのであるが、 T かず とか、「市町村經濟の基礎を鞏固ならしむる為め基本財産の蓄積を奬闘すべき」であるといふ意義 明にされる わけである。 は税外收入を以て 財政變理の中樞財源たらしめんどする理想•希望を表示したる ものなりとな 先に吾人が 市制第百十六條・町村制第九十六條を解して、 あながち吾人の私見のみに非る如くである。 以上によりて市町 市町村

쏾

Ħ

村

财政上、

財産收入の重要なる關係を有するこさを略々明にしたりと信ずる。

の過程 以 上 を説き、 吾人は 更に市町村財政爕理の原則で基本財産の關係を述べ來つた。今茲にそれを顧 |財産收入の地方財政上に於ける地位より始めて、地方財産の構成並びにその成立 みて

言するであらう。 道府縣・市町村の財産收入は 絕對額からみるも相對額からみるも 決して大なるものでなくその

五年度の豫算に就ての研究であるが、元來、 最も大なるものにして歳入總額の一八・三六%、租税收入の三七・八四%である。尤も之は大正 之によりて略々その前後の大勢を錼しうるであらう。 財産收入には急激なる増減なかるべきものな 次に道府縣•市•町村の大多數に るが放 就

鈋 財産收入の割合は町村に最も多く市は之に次ぎ府縣に最も少しとする。 苑 公有收益財産と地方財政 第二十七卷 八七三

第六號

ル

ば

而してこれらの財 τ 末松偕 自治論(新日本史第一卷四六一页) 一郎著、 1) 池田宏氏

地方自治制要 一三頁

舊藩 であ 本 0) なりて 產 一財産 多きこさも注意 時代に於て、 の造成に努力したことも忘れてはならぬ。 成するもの 地方民の 一村叉は敷村の入會關係を有せるもの多く、それが市町 傳統 E せらるべきであらう。 土地·建物 的生活を一變したることや、 この外に債券•株券のあるこさは注意すべく、 最後に市町 勿論それらの 村 部落有林野に未だ整理されず 財政變理 政策の是非批判は又自ら 0) 原則 に基 村だい 叉市 いて明治以 μŗ 朴 Ĺ ふ法人の 有 殘 邲 の土 别 政 n 泖 O) 肝 る 抴 間 には かず b 有 基 錮 Ó ځ

論租稅 化」「貧乏化」を招來した結果とみねば に推 n 遷れるに際して自由主義が唱導せられ、 してゐて、 あ 72 財 3 てゆく るは、 かり 移 政 を中心財源としてゐるが、 Ū 學者は 水れ 將來、 か 別産收 言ふまでもなく、 りど説 そしてそれが財政をいかに動かすかは興味ある問題といはねばならぬ。 收入の 資本主義の發 入の如 ⟨ ⟨ ∘ 發達を論じて、 っは除りにも微 即ち今日は正 私企業を骨子とする資本主義經濟の發達と密接の 展 が、 その國家構 この明治 君主私有地經濟時代。特權收入經濟時代を經 に租 ならぬ。 々たるを知らねばならぬ。これ封建社 時國有財産の拂下が盛んに行はれて所謂國家の 秘經濟時代である。 初期 成分子たる地方自治體も亦和稅を樞要なる財 か くの 0) 土地政策•官公有 如 ž 國家 租税經濟時代に於て國 の「無産化」「貧乏化」政策 財産政策を 關係 曾から近代 τ v 和秕 か が 家財 (三、 八**、** あつ やうに 經濟時)「無產 |社會に 源 0) 政 tz _ 五 展開 採 とな は ので 代